平成２４年（フ）第５８６０号
埼玉県越谷市大字弥十郎335―10
破産者　山口多美子
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９１５号
埼玉県新座市野火止７丁目18番13―313号
破産者　有限会社ワークス
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９１６号
埼玉県新座市東３丁目15―19
破産者　友邊　　広
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９６５号
東京都豊島区東池袋１丁目48番10号
破産者　株式会社Ｔ＆Ｍサイネージ
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９７７号
東京都台東区上野３丁目７番６号
破産者　松本工業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９７８号
東京都台東区上野３丁目７番６号
破産者　有限会社ユーディーインターナショナル
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９７９号
埼玉県八潮市大字浮塚274―１―201
破産者　松本　　雄
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９８９号
神奈川県茅ヶ崎市香川２丁目20番32号
破産者　有限会社ドーク・プランニング
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９９０号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９―８―107
破産者　矢澤　道久
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９９１号
東京都世田谷区豪徳寺１丁目７番11号
破産者　有限会社花浅遠藤生花店
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９９２号
東京都世田谷区豪徳寺２丁目２―１
破産者　遠藤　博樹
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９９３号
東京都世田谷区豪徳寺２丁目２―１
破産者　遠藤　　緑
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０２４号
東京都豊島区東池袋２丁目17番２号
破産者　不二グラウト工業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０４５号
東京都港区南青山６丁目12番12号　南青山マンション
破産者　有限会社ゼータインク
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０４６号
東京都小金井市緑町１丁目６―41
破産者　鴨下　正巳
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０６９号
東京都立川市砂川町６丁目27番地の２
破産者　株式会社エヌ・エー・シー
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０７０号
埼玉県所沢市和ケ原１―184―８―106、住民票上の住所東京都立川市砂川町４丁目53―10―102
破産者　金子　　満
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０８６号
神奈川県横浜市中区若葉町３丁目42番地
破産者　株式会社ナーズコンシェルジュ
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０８７号
神奈川県中郡大磯町西小磯807　白岩ハイツＥ号
破産者　堀井　俊之
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１６０号
神奈川県相模原市緑区二本松１丁目３―２グランメール弐番館504、商業登記簿上の本店所在地東京都八王子市元横山町２丁目１番13号　塩澤ビル４階
破産者　ジアスプロダクツ合資会社
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１６１号
神奈川県相模原市緑区二本松１丁目３―２グランメール弐番館504
破産者　若松　尚利
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１８７号
東京都中央区日本橋小舟町８番７号
破産者　株式会社鈴木商店
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部